

吸収分割にかかる事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書)

2022年8月8日

株式会社ベクトル

2022年8月8日

吸収分割にかかる事前開示書類

東京都港区赤坂四丁目15番1号
株式会社ベクトル
代表取締役 西江 肇司

株式会社ベクトル（以下「ベクトル」といいます。）及び株式会社 Starbank（以下「Starbank」といいます。）は、2022年8月1日付吸収分割契約を締結し、Starbank を吸収分割会社、ベクトルを吸収分割承継会社として、Starbank の JOBTV 事業に関して有する権利義務の一部を、2022年9月16日（予定）を効力発生日として、ベクトルに承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うこととしました。

本会社分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおり。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本会社分割に際して、ベクトルは Starbank に対して、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務の対価を支払いませんが、Starbank はベクトルの完全子会社であるため相当と判断しております。

3. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおり。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産

の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 本会社分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

ベクトルの 2022 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 9265 百万円及び 4283 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。そして、本会社分割によって、ベクトルが Starbank から承継する予定の資産及び負債の額はいずれも 0 円となる見込みです。

また、本会社分割後におけるベクトルの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について問題はなく、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本会社分割後におけるベクトルの債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以 上



別紙 1

吸収分割契約書

株式会社 Starbank（東京都港区赤坂 4-15-1 赤坂ガーデンシティ 18 階。以下「甲」という。）及び株式会社ベクトル（東京都港区赤坂 4-15-1 赤坂ガーデンシティ 18 階。以下「乙」という。）は、甲が営む JOBTV 事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第 5 条に定める効力発生日において、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第 2 条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （本吸収分割により承継する権利義務）

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本承継対象事業に関して甲が第 5 条に定める効力発生日において有する、別紙「承継権利義務等明細」記載の権利義務とする。但し、甲及び乙が別途合意したものを除外すること、及び、同別紙に定める権利義務に付帯関連するものであって甲及び乙が別途合意したものを追加することを妨げない。

第3条 （本吸収分割に際して交付する金銭等及びその割当）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第4条 （資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条 （効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年 9 月[16]日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第6条 （競業避止義務）

別途の合意が存しない限り、甲は、本承継対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第7条 （会社財産の管理等）

甲は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって本

承継対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行う。

第8条 （分割条件の変更及び分割契約の解除）

1. 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 効力発生日の前日までに、国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本吸収分割を適法に行うために必要な許認可等が取得されない場合（当該許認可等の前提条件を満たすことができない場合を含む。）、本契約は効力を失う。

第9条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議のうえこれを定める。

（以下 余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年8月[1]日

甲 東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシティ18階
株式会社Starbank
代表取締役 堀井 優



乙 東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシティ18階
株式会社ベクトル
代表取締役 西江 肇司



承継権利義務等明細

甲から乙への本吸収分割によって承継する権利義務は、本吸収分割の効力発生日の直前時における、以下に記載する権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意したものを除外すること、及び、以下に定める権利義務に付帯関連するものであって甲及び乙が別途合意したものを追加することを妨げない。

1. 資産

本承継対象事業に属する全ての資産は、乙に承継されない。

2. 負債

本承継対象事業に属する全ての負債（未発生 of 潜在債務を含む。）は、乙に承継されない。

3. 契約

本承継対象事業のみに関して甲が当事者となっている契約における契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、吸収分割による契約上の地位の移転が当該契約上禁止されており、効力発生日までに移転について当該契約上必要とされる同意が得られなかった契約を除く。

以 上

計算書類

(第 10 期)

自 2021 年 3 月 1 日

至 2022 年 2 月 28 日

株式会社 Starbank

東京都港区赤坂 4-15-1

赤坂ガーデンシティ 18F

貸借対照表
(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	377,222	流動負債	291,022
現金及び預金	184,550	買掛金	49,206
受取手形及び売掛金	38,409	短期借入金	39,920
商品及び製品	7,307	未払金	42,667
前払費用	127,719	未払費用	4,231
未収法人税等	2,190	未払法人税等	227
その他	17,046	未払消費税等	1,173
固定資産	6,113	預り金	1,333
有形固定資産	100	前受収益	142,716
工具器具備品	423	賞与引当金	8,400
減価償却累計額	△ 323	その他(負)	1,146
無形固定資産	6,002	固定負債	23,743
ソフトウェア	6,002	長期借入金	23,580
投資その他の資産	10	長期前受金	2
出資金	10	繰延税金負債	160
		負債合計	314,765
		(純資産の部)	
		株主資本	68,570
		資本金	45,000
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	45,000
		利益剰余金	△ 21,429
		その他利益剰余金	△ 21,429
		繰越利益剰余金	△ 21,429
		純資産合計	68,570
資産合計	383,335	負債純資産合計	383,335

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		918,610
売上原価		685,142
売上総利益		233,467
販売費及び一般管理費		229,457
営業利益		4,010
営業外収益		
受取利息	2	
雑収入	2,211	2,213
経常利益		6,223
税引前当期純利益		6,223
法人税、住民税及び事業税	180	
法人税等調整額	15,859	16,039
当期純利益		△ 9,815

株主資本変動計算書

自 2021年 3月 1日
至 2022年 2月 28日

	株主資本										自己株式	株主資本計	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金		自己株式	株主資本計	評価・換算差額等						
		資本準備金	資本剰余金	剰余金	その他剰余金	剰余金	利益剰余金			評価・換算差額等			評価・換算差額等			
														繰上利益剰余金		
2021年3月1日残高	45,000	45,000			45,000	△ 11,614	△ 11,614		78,385		151,361		229,746			
事業年度中の額																
剰余金の配当																
自己株式の取得																
自己新株予約権の処分																
当期純利益						△ 9,815	△ 9,815		△ 9,815				△ 9,815			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																
事業年度中の額合計						△ 9,815	△ 9,815		△ 9,815				△ 9,815			
2022年2月28日残高	45,000	45,000			45,000	△ 21,429	△ 21,429		68,570				68,570			

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
仕掛品 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法
一括償却資産 3年間の均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

第 10 期

計算書類の附属明細書

(会社法第 435 条第 2 項に基づく明細書)

自 2021 年 3 月 1 日

至 2022 年 2 月 28 日

株式会社 Starbank

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	工具器具備品	423		-	100	100	323
	計	423	-	-	100	100	323

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	4,616	8,400	4,616	8,400

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	2,250	
給 与 手 当	55,043	
賞 与 引 当 金 繰 入	6,984	
法 定 福 利 費	8,907	
福 利 厚 生 費	581	
広 告 宣 伝 費	45,911	
通 信 費 ・ 荷 造 運 搬 費	1,061	
水 道 光 熱 費	154	
地 代 家 賃	4,071	
旅 費 交 通 費	1,867	
接 待 交 際 費	5,737	
会 議 費	99	
支 払 手 数 料	21,877	
諸 会 費	5	
事 務 用 消 耗 品 費	117	
租 税 公 課	493	
減 価 償 却 費	3,408	
口 イ ヤ リ テ イ	57,692	
管 理 業 務 委 託 費	13,200	
計	229,457	